

「協同組合の思想と実践」の ユネスコ無形文化遺産登録をどう受け止めるか

一般社団法人 J C 総研
協同組合研究部長／主任研究員
前田 健喜

<はじめに>

2016年11月30日に「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」（以下「協同組合の思想と実践」）がユネスコの無形文化遺産に登録されました。詳しくいいますと「ユネスコ総会で採択された『無形文化遺産の保護に関する条約』に基づき、『協同組合の思想と実践』が同条約に規定された『人類の無形文化遺産の代表的な一覧表』に記載された」ということとなります。本稿では、その内容を紹介するとともに、その意味・日本の協同組合としてどのように受け止めるべきかについて書いてみたいと思います。

1. ユネスコと無形文化遺産保護条約

(1) ユネスコとは

ユネスコすなわち国際連合教育科学文化機関は、教育、科学、文化を通じ諸国民の間の協力を促進し、人類の平和と安全に貢献することを目的とした国連専門機関で、1945年11月16日採択のユネスコ憲章にもとづき、1946年11月4日に創設されました（日本は1951年7月2日に加盟）。

再び戦争を起ささないために、さまざまな国の多様な文化に対する相互理解をすすめることがユネスコ創設の精神です。任務の一つとして文化遺産の保護を行っています。

(2) 条約の目的

無形文化遺産の保護に関しては、2003年のユネスコ総会で採択され2006年に発効した「無形文化遺産の保護に関する条約」（以下「無形文化遺産保護条約」「同条約」「条約」等）に規定されています。同条約の目的は図表1のとおりです。

図表1 無形文化遺産保護条約 第1条¹

第一条 条約の目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 無形文化遺産を保護すること。
- (b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。
- (c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。
- (d) 国際的な協力及び援助について規定すること。

無形文化遺産を保護するだけではなく、それについての尊重を確保し、意識を高めることも目的としています。

(3) 「無形文化遺産」「保護」の意味

同条約第2条において、「無形文化遺産」は図表2のように定義されています。

1 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/016.pdf>

図表 2 無形文化遺産保護条約 第2条¹ (抜粋。下線は引用者)

<p>第二条 定義</p> <p>この条約の適用上、</p> <p>1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、<u>世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。</u>(略)</p> <p>2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。</p> <p>(a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)。</p> <p>(b) 芸能</p> <p>(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事</p> <p>(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習</p> <p>(e) 伝統工芸技術</p> <p>3 「保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置(認定、記録の作成、研究、保存、保護、<u>促進、拡充、伝承(特に正規の又は正規でない教育を通じたもの)及び無形文化遺産の種々の側面の再活性化を含む。</u>)をいう。</p>
--

「無形文化遺産」というと「過去の遺物」のようなものを連想しかねませんが、条約の定義では、「世代から世代へと伝承され」「社会及び集団が……絶えず再現」するものであり、現在も生きているものであるとあります。「遺産」は条約正文の一言語である英語でみるとheritageで、「現在も続いている」とのニュアンスが強い「伝統」とも訳せます。また、「再現」の語は英語でrecreateで、「再創造」とも訳せます。

「保護(safeguarding)」も「凍結保存」のようなイメージを持ちがちですが、内容は、保存や保護(protection)とあわせて、促進、拡充、伝承、再活性化なども含み、現在まで継続してきたものを、さらに拡充し活性化し、次世代に伝えていくことです。

「無形文化遺産」「保護」について、ユネスコのウェブサイトで以下のように、上記の趣旨が明確に述べられています²(訳・下線は引用者)。

(無形文化遺産は)遺産の生きた形であり、不断に再創造され、我々が我々の実践や伝統を環境に適応させていくなかで進化・発展していくものである。

保護(safeguarding)とは、通常の意味での保護(protection)や保存(conservation)を意味するのではない。なぜなら、これらの言葉は無形文化遺産を固定されたもの、凍結されたものにしてしまいかねないからだ。保護(safeguarding)とは、無形文化遺産の存続する力を確保することを意味する。すなわち、その不断の再創造と伝達を確保することである。

2 ユネスコウェブサイト <https://ich.unesco.org/en/faq-00021>

(4) 政府間委員会

無形文化遺産保護条約は、「無形文化遺産の保護のための政府間委員会」（以下「政府間委員会」）を設置することとしています。政府間委員会は24の締約国で構成され、その任務の一つは後述する「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への案件の記載の決定です。

(5) 締約国の役割

条約を批准し締約国となると、無形文化遺産の国内的保護として、自国内の無形文化遺産の保護のための必要な措置、そして自国内の無形文化遺産の認定が求められます。「認定」のため、締約国は、自国内の無形文化遺産の目録作成が求められています。

(6) 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表

政府間委員会には、無形文化遺産の国際的保護の取り組みとして、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（以下「代表一覧表」）の作成・更新が求められています。関連条文は図表3のとおりです。

代表一覧表はあくまで「代表的な」一覧表で、無形文化遺産の認知、重要性の認識、文化の多様性を尊重する対話の促進のために作成されます。つまり、「これほど文化は多様だ」と示すための一覧表であり、記載案件は類似の活動を代表していると考えられます⁴。

(7) 代表一覧表への記載の基準

代表一覧表への記載にあたっては、申請された案件が図表4に示したような5つの基準を満たすことが求められます。

図表3 無形文化遺産保護条約 第16条¹

(下線は引用者。「委員会」は政府間委員会を指す)

IV 無形文化遺産の国際的保護
第十六条 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表
1 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。
2 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため締約国会議に提出する。

図表4 無形文化遺産の保護に関する条約運用指示書 第2条³ (抜粋)

第2条 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
4 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
5 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

3 文化庁ウェブサイト http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2016030901_besshi03.pdf

4 この点は、二神葉子「「無形文化遺産」になるということー人類の無形文化遺産の代表一覧表への記載の意味」(JC総研『にじ』第659号、2017年6月)に詳しい。

2. 「協同組合の思想と実践」登録にいたる経過

(1) 条約の批准

ドイツは2013年4月10日、世界で153番目に無形文化遺産保護条約を批准しました。同条約は2003年に採択され2006年に発効しており、かなり遅れての批准でした（日本は2004年に世界で3番目に批准）。なぜ、これだけ時間がかかったのでしょうか。ドイツの無形文化遺産専門家委員会のヴルフ委員長のインタビューをもとにしたベルリン自由大学のウェブサイト⁵の記事から引用します。

なぜドイツの批准にこれだけ時間がかかったのか、なぜこの国が慣習や伝統に対する感謝を示すのにこれだけ苦勞したのか、それには、多くの要因があるが、ドイツの過去も関わっている。ヴルフ氏はこういう。「ナチスの時代に、慣習、文化的な祭事、舞踊は濫用され、政治的なイデオロギーのために利用された」。

けれどもドイツの文化の歴史のこうした裂け目と折り合いをつけていくプロセスは、ひとつの機会を提供するものでもある、とヴルフ氏は言う。「国際的な議論のなかでドイツは、ドイツの文化遺産の多くの多様な形を再発見することができる」。

文化が政治的に利用された歴史を踏まえ、多くの議論を経て批准に至ったようです。

(2) 国内目録の作成

ドイツは条約批准の直後から、条約で定められた国内の無形文化遺産の目録作成を開始しました。同年5月3日から11月30日まで国内から

受け付けた128の提案から事前選考を経た83案件が、2013年4月にドイツのユネスコ委員会の理事会が指名した専門家委員会（委員長は前述のヴルフ氏）に送られました。

専門家委員会は、詳細な評価を行い27案件を推薦し、2014年12月に各州教育文化大臣と連邦政府の文化メディア担当国務大臣による常設委員会が、これら27案件をドイツの無形文化遺産の国内目録の最初の案件として承認しました。

選考にあたっては、普通の人々の暮らしのなかに生きていることが重視されたようです。専門家委員会のヴルフ委員長は次のように言っています⁶（訳・下線は引用者）。

多くの人々は、文化の概念を、エリート的なもの、特定のグループすなわち歴史的なものや芸術に対するセンスをもった人たちだけのものに結び付けます。無形文化遺産はそういう文化の概念を破り、日常の文化を新たな光のもとに置きます。このことは、人々の文化に対するより広い理解を可能にします。何が今日の我々にとって重要で何が明日の我々にとって重要でありうるか。この国内の目録作成は、個人主義や業績志向にとどまるのではなく、我々の文化的な記憶とコミュニティの重要性を再発見する機会となります。

(3) 代表一覧表への提案

国内の目録作成を踏まえ、2015年3月、ドイツは「協同組合の思想と実践」を、代表一覧表への記載に向けたドイツからの最初の提案案件として提案しました。

提案書では、協同組合について次のように述べています⁷。

5 ベルリン自由大学ウェブサイト

<http://www.fu-berlin.de/en/sites/inu/international/cic/newsletter/2015/201501/201501-christoph-wulf-intangible-cultural-heritage.html>

6 ドイツ・ユネスコ委員会ウェブサイト

<https://www.unesco.de/kultur/2014/uho-12-2014-ike-interview-wulf.html>

7 提案書の項目1 (iv)。なお、提案書の全体の和訳はIYC記念全国協議会ウェブサイト (<http://www.iyc2012japan.coop/index.html>) に掲載されている。

協同組合が共通の利益の特定と組織化を可能にすることから、協同組合はコミュニティづくりの実践となっている。これが協同組合のもっとも重要な文化的資産である。なぜなら、こうした市民の能力こそ、社会における社会問題・環境問題に対するイノベーションや実現可能な解決策への重要な貢献であるからだ。協同組合は社会的サービスの多様性をもたらす。協同組合は前向きな変化を促進し、コミュニティの課題の克服に貢献する。

コミュニティが直面する課題に対して、市民が参加し話し合い共通の利益を特定し解決策を見出し、課題を克服していく、そのための仕組みとして協同組合を評価しています。

また、今回の提案では、無形文化遺産の新たな側面を示すことが強調されており、提案書は次のように述べています⁸（下線は引用者）。

代表一覧表への記載によって、無形文化遺産の新たな側面が示されるだろう。つまり、無形文化遺産が、あらゆる種類の集団、コミュニティ、さらに社会全体における生活の構築に貢献する社会的自己組織化の形で示されることができよう。

さらに、この提案が「協同組合の思想と実践」の世界的な広がりを意識していることも特徴です。提案書では「協同組合は世界中に広がっており、従って、代表一覧表への記載は協同組合の思想と実践を地球規模で強化するだろう」⁹と述べています。

このように、今回の提案は、次の3つの点を意識しながらの提案だったと思われます。

①コミュニティが直面する課題に対して、市民の参加・協同で解決策を見出し克服していく

仕組みとして協同組合を評価したこと¹⁰。

②「社会的な自己組織化」という無形文化遺産の新たな分野を示し、人類の無形文化遺産の代表一覧表の多様性を拡大すること。

③協同組合が世界に広がっているがゆえに、この案件の代表一覧表への記載が、世界中で「協同組合の思想と実践」を強化し、各国間の協力を促進すること。

(4) 代表一覧表への記載

こうしてドイツから提案された「協同組合の思想と実践」は、2016年11月30日の政府間委員会において、前述（図表4）の5つの基準を満たし、代表一覧表に記載されることが決定されました。

政府間委員会は決定にあたり「協同組合は共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価しました¹¹。

(5) 関係者の受け止め

今回の登録について、地元ドイツの協同組合中央会であるドイツ協同組合ライファイゼン連盟（DGRV）はプレスリリースを発表、オット理事長が「ともに行動し、より多くを成し遂げる。それが世界中の協同組合の強いメッセージだ。我々は、ユネスコがこの伝統的であると同時にきわめて現代的である協同組合における協同の思想を高く評価したことを非常に喜んでい

る。」とコメントしています¹²。

国際協同組合同盟（ICA）は、2016年12月5

8 提案書の項目2(i)

9 提案書の項目2(ii)

10 青山学院大学の関英昭名誉教授は、今回の提案の背景に、EUの新たな協同組合法に合わせた2006年のドイツの協同組合法の改正があったことを指摘している。

（『共済と保険』2017年6月号巻頭言 <http://www.jcia.or.jp/publication/archive/2017>、『J A全農 Weekly』2017年3月27日号 http://www.zennoh.or.jp/weekly/796/intro_pc.html）

11 政府間委員会決定の第1パラグラフ。なお、政府間委員会決定の全体の和訳は、IYC記念全国協議会ウェブサイトに掲載されている。

12 DGRVウェブサイト <https://www.dgrv.de/de/news/news-2016.11.30-1.html>

日のプレスリリースで、登録について伝えるとともに、ICAのグールド事務局長は、「協同組合運動の2016年の大きな達成の一つ」と評価しました¹³。

日本国内の多様な協同組合の全国組織で構成される「日本協同組合連絡協議会（JJC）」は、今回の登録を「喜びを持って受け止めるとともに、今後も世界の協同組合の仲間と連帯しながら、日本において協同組合の思想と実践をさらに発展させ、よりよい社会づくりに貢献していく」と述べました¹⁴。

3. 日本の協同組合関係者としてどのように受け止めるべきか

今回の登録の意味について、次のような疑問があります。

- ①「無形文化遺産」というものは過去のもので、協同組合がそう扱われたとすれば、日本の協同組合関係者として喜ぶべきものではないのではないか。
- ②「保護」とはそういう過去のものを後生大事に保存することで、日々現場で課題に取り組む日本の協同組合関係者にとって関係がないのではないか。
- ③ドイツの提案によるものであり日本の協同組合とは関係ないのではないか。

まず①について。1で述べたように無形文化遺産保護条約が定義する「無形文化遺産」とは、コミュニティによって不断に再創造され、環境に適応して進化していくものです。また、2でみたように、ドイツも、コミュニティが直面する課題を市民の参加・協同によって解決する仕組みとして協同組合を評価し今回の提案を行っており、過去のものではなく、まさに今日有効なものとして協同組合が評価されています。

②について。条約での定義上、保護とは促進、拡充、伝承、再活性化、という意味を持ち、ユネスコが解説するように「無形文化遺産の存続する力を確保」し、「その不断の再創造と伝達を確保すること」であり、「協同組合の思想と実践」を担う日本の協同組合関係者の、日々の現場での取り組みこそが「保護」に他なりません。

③について。「協同組合の思想と実践」はドイツから提案されましたが地域的な限定はありません。ドイツとしても、「協同組合の思想と実践」が世界的な広がりを持つことを意識し提案しています。もちろん、ドイツの協同組合や提案国ドイツによって保護措置がとられているからこそ記載が認められたものではありませんが、記載された案件は、国の限定のない、世界の協同組合が受け継ぎ実践している「協同組合の思想と実践」に他ならず、世界中の同様の活動の代表として代表一覧表に記載されました。したがって、ドイツの提案書、そして政府間委員会の決定における協同組合への評価については、「協同組合の思想と実践」を日本で担う私たち日本の協同組合として、ためらいなく受け取ることができるものです。

以上を踏まえ、日本の協同組合の担い手たる私たちは、今回の登録をどう受け止めるべきでしょうか。ドイツの提案書や政府間委員会の決定に示されたような協同組合への評価を自信を持って受け容れながら、引き続きそれぞれの現場において、コミュニティの課題に対して人々が参加・協同して解決策を生み出す協同組合という仕組みを活用して、課題の克服に地道に取り組んでいくこと、そのことを通じて「協同組合の思想と実践」を発展させ、次世代に引き継いでいくこと、そのことが求められていると私は考えています。

13 グールド事務局長のリンクトインのページ <https://www.linkedin.com/pulse/unesco-recognises-co-operative-model-charles-gould>。IYC記念全国協議会ウェブサイトにも和訳が掲載されている。

14 2016年12月14日付プレスリリース。IYC記念全国協議会ウェブサイトに掲載されている。